

みのかも

No. 129

平成19年5月15日

編集・発行

美濃加茂市議会

TEL (0574) 25-2111

市議会だより



完成した山之上コミュニティセンター(上・左下)と
山之上小学校増築(右下)



主 な 内 容	■ 平成19年第1回定例会の審議結果 2 P
	■ 委員会審査の概要 3 P
	■ 市政一般に対する質問と答弁 4 ~ 19 P
	■ 議会日誌 19 P
	■ 可決された意見書 20 P

平成19年
第1回
定例会

市議会第1回定例会は、3月5日に開会し、3月26日までの会期22日間で開催されました。

5日には、37議案を上げ、人事案件2件については提案説明、質疑、採決、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行い、その他の議案については提案説明までを行いました。

13日、14日には、17名の議員が一般質問を行いました。

15日には、各議案に対する質疑、委員会付託を行いました。

付託された各議案の審査のため、16日に産業建設常任委員会、19日に民生福祉常任委員会、20日に総務文教常任委員会が開催されました。

26日には、各議案に対する委員長報告、質疑、討論、採決、さらに追加4議案（意見書2件）に対する提案説明、質疑、採決を行い、定例会を閉会しました。

議案の主な内容と審議結果

議案名	主な内容	審議結果
● 条例・補正予算		
平成18年度美濃加茂市一般会計補正予算（第7号）	1億798万4千円の増額 予算総額は181億6,158万6千円	原案可決
平成18年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第2号）	325万5千円の増額 予算総額は42億7,773万8千円	
平成18年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第2号）	265万2千円の増額 予算総額は23億4,606万9千円	
平成18年度美濃加茂市下水道事業会計補正予算（第3号）	繰越明許費	
地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について	地方自治法の改正により、助役にかえて副市長を置き、吏員とその他の職員の区分を廃止し、一律職員とされたこと等により、関係する条例の整備等を行う条例の制定	
美濃加茂市山之上コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例について	地方自治法第244条の2の規定により、美濃加茂市山之上コミュニティセンターを教育委員会が管理するための条例を制定	
美濃加茂市監査委員条例の一部を改正する条例について	地方自治法の改正により、定数が法定化されたことによる改正並びに監査委員の職務権限に関する規定の明示、公表の方法及び処理期間等の規定の整備に伴う条例の改正	
美濃加茂市部設置条例の一部を改正する条例について	経営的な戦略と予算とを連動させる部署の再編、限られた予算の効率的な配分と庁内分権の推進等に向けて、柔軟に対応できる組織として再編を行うための条例の改正	
美濃加茂市役所連絡所設置条例の一部を改正する条例について	新設された美濃加茂市山之上コミュニティセンターに、山之上連絡所が移転することによる所在地の変更などの条例の改正	
美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	人事院勧告に準じた管理職手当の定額制化及び扶養手当の月額改定による条例の改正	
美濃加茂市特別会計条例の一部を改正する条例について	東海環状自動車道工事残土処分事業の終了に伴い特別会計を廃止することによる条例の改正	
美濃加茂市小口融資条例の一部を改正する条例について	申込み資格に市税の滞納が無いことの追加、第三者保証人の廃止及び県保証協会の地位弁済に対する損失補償の廃止等による条例の改正	
美濃加茂市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	国民健康保険料の賦課限度額の変更に伴う条例の改正	
美濃加茂市下水道条例の一部を改正する条例について	下水道法の改正により、条例で引用していた条項が繰下げになったことに伴う条例の改正	
美濃加茂市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	地方公務員災害補償制度との均衡を考慮した機動的な対応を可能とするため、障害等級ごとの障害について規則で定めることとする等の措置を講ずるための条例の改正	
● 予 算		
平成19年度美濃加茂市一般会計予算	各会計の平成19年度の予算を定めるもの（各会計の予算額については別掲）	原案可決
平成19年度美濃加茂市国民健康保険会計予算		
平成19年度美濃加茂市介護保険会計予算		
平成19年度美濃加茂市老人保健会計予算		
平成19年度美濃加茂市下水道事業会計予算		
平成19年度美濃加茂市介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計予算		
平成19年度美濃加茂市水道事業会計予算		
● そ の 他		
岐阜県市町村会館組合規約の一部を改正する規約について	地方自治法の一部改正により、収入役を廃止し会計管理者を置くことともに、吏員とその他の職員の区分が廃止されたことによる規約の改正	原案可決
岐阜県市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約について	地方自治法の一部改正により、収入役を廃止し会計管理者を置くことによる規約の改正	
美濃加茂市・富加町中学校組合規約の一部を改正する規約について	地方自治法の一部改正により、収入役を廃止し会計管理者を置くことともに、吏員とその他の職員の区分が廃止されたこと等による規約の改正	
中濃地域農業共済事務組合規約の一部を改正する規約について	同 上	
可茂衛生施設利用組合規約の一部を改正する規約について	同 上	
可茂公設地方卸売市場組合規約の一部を改正する規約について	同 上	
可茂消防事務組合規約の一部を改正する規約について	地方自治法の一部改正により、収入役を廃止し会計管理者を置くこと及び収入役が置かれていない市町村が管理者である場合は、管理者が指定した吏員が収入役となる規定の削除等を行う規約の改正	
可茂広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について	同 上	
本郷雨水幹線築造工事（第1工区）の請負契約の変更について	美濃加茂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき締結した契約内容の変更に伴う変更契約の締結	
市道路線の廃止について	市道小山11号線の廃止	
市道路線の認定について	市道本郷621号線ほか14路線の認定	
市道路線の変更について	市道加茂川113号線の変更	
美濃加茂市教育委員会の委員の任命について	任期満了に伴う林 彦彦氏（再任）の任命同意	
人権擁護委員の候補者の推薦について	任期満了に伴う村井隆夫氏（再任）の推薦に対して、議会として意見を付するもの	
岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙	渡辺直由氏当選	選 挙
● 議員提出議案		
美濃加茂市議会委員会条例の一部を改正する条例について	地方自治法の一部改正及び美濃加茂市部設置条例の一部改正に伴う条例の改正	原案可決
美濃加茂市議会会議規則の一部を改正する規則について	地方自治法の一部改正に伴う規則の改正	
トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書について	別掲（20ページ）	
日豪EPA・FTA交渉に関する意見書について	別掲（20ページ）	

委員会審査の概要

部設置条例

総務文教常任委員会

問 経営の文字の入った部課名が見られるがその狙いについて。

答 行政の目的は、従来、管理主体の考えから、効率の良い運営に変化しており、市民の発想や市民参画を民間の経営感覚に習い、取り入れることを念頭に置いた経営を行う

ためである。

問 地方債の当該年度末現在高見込額199億7,172万円に対する利息について。

答 一般会計の最終年度までの利息額は、約20億5,000万円を見込んでいます。

問 今回の税制改正による年金受給者への影響について。

答 最低の課税所得200万円までの方が税率10%に引き上げられるためほとんどの方に影響がある。

平成19年度会計別予算

会計名	予算額	
一般会計	170億2,000万円	
特別会計	国民健康保険会計	47億9,279万円
	介護保険会計	25億1,028万円
	老人保健会計	36億9,413万円
	下水道事業会計	39億5,024万円
	介護認定・障がい者自立支援認定審査会会計	4,197万円
計	149億8,941万円	
水道事業会計	19億8,338万円	
合計	339億9,279万円	

問 シティプラザの貸付等による収入と維持管理費について。

答 年間の使用料と貸付の収入は、約3,470万円、維持管理費は毎年約5,000万円であり、毎年2,000万円弱の持ち出しとなっている。

平成19年度一般会計予算

産業建設常任委員会

問 園芸特産新技術導入支援事業補助金の内容について。

答 この事業は、性フェロモンの特異作用により対象となる害虫の交尾を連続的に阻害するというものであり、面積的には梨と柿それぞれ10ヘクタールをモデル的に行う。

問 小口融資事業の利用状況と預託金の額について。

答 現在申請されている一件を含めて10件で3,800万円の利用があること、また、預託金については、1億円を市内の金融機関



現在の神明森山線

10店舗に預託しているが、金融機関の協力により0.75%の非常に低い金利でこの事業を進めさせていただいている状況があるため、これだけの預託金が必要である。

問 神明森山線道路改良事業の進捗状況について。

答 用地補償費については、35件のうち24件、全体の約69%の契約が終了しており、用地面積では5,617平方メートルのうち4,123平方メートル、全体の約73%を買収している。建物については20戸のうち11戸、全体の55%の契約が終了している。

平成19年度一般会計予算

民生福祉常任委員会

問 一般会計から国民健康保険、老人保健、介護保険各特別会計への繰出金の根拠について。

答 この繰出金については、そのほとんどが義務的経費であり、各会計ごと法律に基づいた、市の負担分である。

問 地域福祉計画の普及方法について。

答 平成18年度の地域福祉計画策定に向け、現在、答申をいただいた段階であるが、この計画が完成すれば、各地区において懇談会を行いながら、その普及に努めたい。

問 生きがい活動支援の委託料が計上されているが、この活動支援の詳細について。

答 65歳以上で、介護保険の要介護認定者以外の人を対象に、「ふれあいサロン 福寿草」と「ふれあいサロン さわやか」において行っている。デイサービス事業の費用である。また二つの施設を合わせて延べ6,000人が利用すると見込んでいる。

市政一般に対する質問と答弁

要旨

新年度予算

市長の政治姿勢

問 地域間格差に対する所感について。

答 社会的地位や教育、経済、地域間などの分野で格差をなすようにすることが政治の命題であり、解消あるいは縮小に向けての国全体での取り組み、社会の仕組みづくりが重要であると思っている。

問 国は、成長力底上げ戦略の基本構想を取りまとめ、今後、官民一体となった推進計画を構築するので、その動向を見守るとともに、市としても、労働力需給を改善するために優良企業の誘致による雇用の拡大や就労支援など、やれることからやりたいと考えている。

問 政府予算案に対する所感について。

答 歳出歳入一体改革の初年度でもあり、新規国債発行高の大幅な削減や政策的経費である

一般歳出を1.3%増とするなど社会保障関係費の増額も図っているが、国と地方の長期債務残高は2007年度末で773兆円に達する見込みである。

プライマリバランスの2011年黒字化に向け税源移譲など、国と地方の役割分担の見直しが図られているが、地方分権のもとに地方交付税が削減されるなど、借金が地方に重くのしかかっている印象を受ける。

※プライマリバランス
行政サービスに必要な政策経費を借金に頼らず税金などで賄えるかを示す指標

問 市民に夢を与える市長の思いについて。

答 私の頭の中の将来における美濃加茂市の理想とする都市像は、世界と直結したまちである。

それには、中部国際空港・名古屋港への時間距離を1分でも短くすることが必要であり、これら実現のために岐阜、名古屋への時間距離短縮に努

めたいと思っている。

当市は、市民や先輩各位のたゆまぬ努力により今日の礎を築き、いろいろな専門誌等の分析でも、住み良きランキングなどで上位を占めており、堂上蜂屋柿の食の世界遺産への登録もそうであるが、この土台の上に、さらに一歩進んだ夢を持って市政の運営に渾身の努力を傾注したいと思っている。



堂上蜂屋柿

問 行政経営の考えについて。
答 厳しい財政状況下において、第2の夕張市にならないという姿勢を市長だけでなく、

全職員が常に意識することである。自治体経営の目的は、限られた資源、人、もの、予算のなかで、市民が満足する行政サービスをいかに効率的かつ公平に提供するかである。機会をとらえては、私たちの仕事の全ては、市民の幸せづくりである

と常に職員に語りかけている。こうした考えに基づき組織・機構改革を実施しており、部長を含めた合議制の会議などにより公平・効率性を維持していくことが大切である。

問 市町村合併の議論について。
答 これまで市民の方と自治会単位や各種団体の会合で、合併に関する意見を聞き、市から、合併に関するこれまでの経過や総合計画によるまちづくり方針などを説明しており、これからのまちづくりにいろいろな観点から意見がいただけるものと大いに期待をしている。

今後も、特に合併をテーマとした交流の場を設けるのではなく、自治会や各種集会でさまざまな論議を深め、これからのまちづくりの指針となる美濃加茂市第5次総合計画の策定に向け、国や県の動向をみながら、引き続き、情報提供に努め、論議を深めたいと考えている。

問 予算編成の基本理念について。

答 平成19年度の予算は、歳入は市税収入や地方交付税の影響に配慮し、歳出は経常的経費の抑制を図り、健全財政を堅持するため、地方債残高減少のための市債の借入抑制にも努めている。基幹的事業である継続的な補助事業の積極的な推進、第4次総合計画の5本の柱を具現化するため都市基盤整備の推進に努め、少子高齢社会に対応した子育て支援や高齢者対策等のほか、教育、防災、多文化共生のまちづくりなど、当面する課題にも柔軟に対応できる予算となるように配慮している。

問 住民参加型ミニ市場公募債の導入に対する所見について。

答 市民の市政への参加意識の高揚や、資金調達手段の多様化というメリットがあるが、小規模な市では、発行コストが割高となる恐れもあり、今後よく研究したい。

問 税源移譲による市県民税の増税の周知について。

答 所得税と個人市民税の合計は、税源移譲により金額に変更はないが、所得税は減税となり、税率が一律10%となる個人市民税は増税となる。

納税者には、市のホームページや広報みのかも2月、5月の1日号で特集を掲載し、平成19年度の納税通知書に啓発チラシを入れてPRに努めたい。

問 当市の「ゼロ予算事業」について。

答 岐阜県のゼロ予算事業は、予算に頼らず、制度や仕組みを変え、職員みずからが汗をかくことで行政サービスを提供するのである。

出前講座や相談事業などすでに当市でも実施しているものもあるが、今回の組織の機構改革もゼロ予算施策ととらえ今後もISO9001をもとに継続的改善を進め、職員の意識改革を図る中で、職員が創意工夫し、職員提案制度もフルに活用するなど、県の制度と同様な成果が出ればと思っている。

問 自治会要望の道路関連予算の減額と今後の対応について。

答 少子高齢化による義務的経費や特別会計への繰出金、

公債費等の増加により今後も厳しい財政状況が予測される。

このため生活関連道路の整備は、今やらなければならぬ大型事業、計画的に進めなければならぬ基幹事業とのバランスも考えて対応したい。

問 自治会要望の取り扱い(県立養護学校誘致)について。

答 自治会や各種団体は数多くの要望をされ、担当部署において1件ずつ検討している。

牧野の養護学校の建設の問題は、小山地区の方が貴重な土地を営林署用地として提供された経緯もあり、地元の方の理解を得ることを最重要課題として、一緒になって推進したい。

財政問題

問 平成18年度決算見込みについて。

答 平成18年度決算見込みは、歳入総額は約179億円、歳出は約171億円であり、歳入歳出の差し引き額は約8億円、このうち繰越事業に伴う繰越財源が約1,000万円あり、これを差し引いた実質収支額は約7億9,000万円となる見込

みである。新年度予算に繰越金3億6,000万円を計上しており、これを差し引いた4億3,000万円が新年度の補正財源になる見込みである。

問 今後の財政見通しについて。

答 三位一体改革による税源移譲や地方交付税の削減、新交付税の導入などの不確定な部分と、少子高齢社会を迎え、社会保障費の増加も確実に伸び、今後も経常経費や単独の投資的経費はさらなる削減も予測されるので、一般会計の規模は160億円台を割ることもあるのではと考えている。

税収あるいは地方交付税などの収入を見きわめ、地方債に頼らない財政運営を進めなければならぬ。

問 今後の人口予測と市税収入の見通しについて。

答 今後の当市の人口は、平成17年の国勢調査では、5万2,133人であり、平成22年までは増加するが平成27年から減少すると推計されている。個人市民税は、団塊の世代の退職などにより減少傾向が続くと予想され、その他の市税は景気の動向等不透明な部分はあるが、今後数年間は横ばいで推移すると考えている。

問 下水道事業への繰出金の一般会計の影響と今後の見通しについて。

答 下水道事業にかかる地方債の元利償還金は、その2分の1の額が地方交付税で措置されており、平成18年度では、下水道事業会計の公債費14億8,600万円に対し、交付税措置7億3,500万円、一般会計からの繰入金12億5,800万円の58%が交付税措置分として含まれている。

下水道事業会計の収支計画によると、公債費のピークは平成27年度の約18億円、一般会計からの繰出金も毎年14億円から17億円程度必要となり、償還金の約半分が交付税措置されるが、残りの財源は一般財源であり、その負担は大きく、各種事業の縮減など一般会計全体に大きく影響する。

問 公債費比率・実質公債費比率の目標設定について。

答 平成18年度に地方債許可制度が協議制に移行し、下水道会計などの元利償還金に対する一般会計からの繰出金等も含めた実質公債費比率で起債制限等を行うことになる。当市もこの制限比率18%を超えないことが原則であるが、

平成20年度以降の借り入れを10億円程度に抑制しても、下水道事業会計や一部事務組合への繰出金に加え、平成8年度から11年度にかけて実施した美濃太田駅自由通路と文化の森建設にかかる借り入れの償還が影響し、平成23年度から平成25年度に18%前後の数値まで上昇すると予測される。

その後はこの実質公債費比率も下降するため、長期的には15%以下を目標にしたい。



問 財政状況の市民への公表について。

答 財政状況の公表は、広報誌の紙面の状況にもよるが、地方債の残高、公債費や特別会計の推移などの市民にわかりやすい形で公表したい。今後の予測は、歳入歳出の予測が難しい面もあり、慎重に対応するが、公債費の将来見通しについても公表できればと考えている。

問 新型交付税制度の導入の背景と市への影響について。

答 新型交付税は、新しい算定方法により地方単独の財政需要に対応し、自主性を高めるものと考えている。算定は、地方交付税総額の約10%に導入し、算定項目の統合により従来型の53項目を3割程度削減し36項目にするとともに、人口規模や土地の利用形態による行政コスト差を反映できるように、人口と面積の項目を追加し、算定方式の簡素化も図られている。

この新型交付税の当市に与える影響は、平成18年度数値による国の最新の試算では約1,700万円の増額となっている。

機構改革

問 組織・機構改革について。

答 今回の組織・機構改革は、厳しい財政状況の中、行財政改革の推進と当市が抱える現状の課題への対応策として実施する。その基本は、行政運営から行政経営への移行である。限られた資源を有効利用

し、自律した行政の展開には、効率的な組織を編成し、当面の課題解決に当たることが求められている。

子育て支援の充実などをさらに進めるための「健康福祉部」、情報収集・発信の一元化を図るための「市政情報課」、効率的な行政経営を推進するための「経営企画部」、地域課題に柔軟に対応するための「地域振興課」を設置するものである。



健康福祉部のこども課

問 社会教育課の位置づけについて。

答 国において教育委員会のあり方が問われており、今回の機構改革では、市の教育委員会組織には手をつけていない。

社会教育課の位置づけは、地区公民館を所管し、平成19年度からは、生涯学習業務も所管するので、いつでも、どこでも、だれでも学べる市民の学習環境づくり推進の拠点としたい。

問 課の増加について。

答 課の増加については、簡素で効率的な組織を目指した組織機構改革が基本ではあるが、今回はその第一歩として新たな行政経営運営のために、マネジメント機能を担う部署の設置と地域課題に柔軟に対応する部課の設置が中心となり、結果的には課が増加する。単に組織の形態の変更だけではなく、職員全員がコスト意識を持ち、行政経営に携わるという意識改革も前提としている。

行政改革

問 オンブズマン制度について。

答 市民の価値観が多様・複雑化する社会状況の中で、より透明性の高い行政運営を行っていくためにオンブズマン制度を条例化し、活用している自治体(比較的大きな都市)もある。この制度が行政に対する調

査・審査そして必要に応じて勧告などの役割を担うことから、議会や監査等の役割との関係や市の規模、そして必要性も含めて、今後の検討課題である。

問 事務事業の委譲による民間の活用について。

答 事務事業の見直しは、美濃加茂市行政改革大綱でも示しているが、経営的視点での行政運営に努め、市民志向、成果重視、コスト意識を備えた自治体運営をすることであり、民間の方がより効率的にできることは民間に任せると、民間活力を導入していきたい。

問 集中改革プランの進捗状況について。

答 計画期間を平成19年度までの5年とする集中改革プランは、具体的な事務事業を63項目とし、平成17年度末に52事業に着手し3事業が完了、49事業が継続しており、このうち年度目標を達成したものは26事業、53%である。

今後は国が定める集中改革プランが平成21年度までのため、当市の現在の行政改革大綱をもとに2年間計画延長をしたい。

この計画は、ホームページにも掲載し、年度ごとの事業等の実施状況を公開している。

問 地域づくりのための対策機関設置と助成について。

答 地域づくりは人づくりであり、そうした人材の育成や団体等への支援は、地域の活性化のためには重要である。現在、地域づくりや人材育成のための対策機関はないが、市内には、まちづくりや人づくりのために活動している組織や団体があり、横の連携を深めることが大切である。

市民活動支援事業として、自発的な市民活動を実施する団体を対象に活動支援やその成果を広報等で市民に周知している。

問 定員適正化計画と人件費の推移について。

答 定員適正化計画は、「美濃加茂市集中改革プラン」の一部門として策定しており、平成17年4月現在361名の職員を5年後には、10名純減する目標数値を出している。

今後も組織機構の見直しを進めながら、必要な職員数を確保するよう採用計画を練りたい。また、人件費の推移は、職員の減少に比例するため、計画どおり最終年度で10名減となれば、総額で約7,500万円の削減になると予測している。

問 職員の再任用制度の活用について。

答 有能な職員の知識を当市のために役立てることは大切であるが、勤務形態により職員定数にカウントされるため、職員全体の中でのバランスや再任用ポスト、退職者の中からの選考方法などを検討する必要がある。今後、職員の人事管理制度全体を検討する中で考えなければいけないと思っている。

問 職員の意識改革について。

答 職員の意識改革は、以前から全職員に何度も周知を図っており、ISO9001を導入し、各所属にカイゼンアシスタントを配置し事務の見直しや他の部署を監査し助言・指導するなど、PDCAのサイクルによりスパイラルアップして継続的改善を図っている。

問 人事評価システムが本格稼動することにより、職員各自が目標を立てて仕事をしてそれを評価することになり、職員1人1人の意識改革や職員のやる気にもつながると考えている。

問 職員の能力活用について。

答 高い能力と意欲を持ち、人間的にも優れた職員を育成することが重要な課題であり、

「人材」を「人財」とした「美濃加茂市人財育成基本方針」を策定している。

市民満足についてみずから考え、解決できる職員の育成を目的として行っているCSカレッジは、窓口等で市民と接する機会が多い若手職員を対象として行っており、2月に玄関ロビーの改修などの発表をしている。

今後、若手から部長まで全職員が、市民満足の向上を念頭に美濃加茂市人財育成基本方針のもとに、職員の能力育成及び活用を図りたい。

問 指定管理者制度について。

答 現在、施設の管理運営は、協定書を締結し、その協定書に基づき、業務実施状況や管理経費状況等の確認を随時行うこととしている。平成18年度新設の太田宿中山道会館は、担当課の職員の立ち入りにより、年3回実施しており、改善勧告等を行うことにより管理運営に関する評価に結び付けている。

問 一般競争入札の拡大について。

答 一般競争入札の対象工事は、現在1億5,000万円以上としているが、競争性を高める観点から、下限額の引き

下げを検討しており、平成19年度から試行的に実施したい。



3月に開催された「みのかも多文化共生シンポジウム」

多文化共生

問 多文化共生の意識啓発について。

答 多文化共生の意識啓発は、日本人、外国人の住民それぞれに対する啓発と、両者の交流を通じた啓発という3種類があると考えている。

啓発の方法は、広報誌やパンフレット等によることも必要であるが、地域でのいろいろな機会をとらえた交流の場を設けることが出来ればと考

えている。

平成18年度、自治連合会役員と在住外国人市民懇談会の協議の場を設けており、今後も継続的に開催する予定である。蜂屋地内では自治会役員と

して活躍する方や女性議会（模擬）に参加する外国人の方もあり、出前講座もその方法の一つと考えている。

問 企業との連携について。

答 現在、当市では市内の外国人雇用企業の一部、国際交流協会及び市との間で、主に教育に関する課題についての懇談会を行っており、学校と企業で働く親とのホットラインも創設されている。今後も情報を共有し、多文化共生に関する事業に理解を求めていくことに意義があると考えている。

また、加茂・可児警察署の各所管区域内には、企業が中心の外国人雇用企業等連絡協議会がつくられており、今後も連携を図りながら組織設置に向けて努力をしたいと考えている。

問 多文化推進計画について。

答 外国人住民の増加により、各担当課での対応にも限界があり、総合的、計画的な推進が出来るよう、総務省の多文化共生に関する報告書や多文

化共生推進プランをもとに、美濃加茂市の実情に合わせ多文化共生推進計画を平成19年度中に策定したい。

問 外国籍職員の正職員としての採用について。

答 今後も外国人登録者の増加が予測され、美濃加茂市の住民として一緒に多文化共生のまちづくりを進めるためにも、有能な国際交流員を正職員として採用することは必要であると認識しており、採用について具体的に検討している。

三位一体改革

問 事務委譲された概要について。

答 地方自治法の改正に伴う権限委譲は、その基本的な考え方として、住民サービスに直結する業務は積極的に受け入れること、現体制で対応できる業務は受け入れることにしており、平成17年度からは、屋外広告物法や土地区画整理法等に関する業務の委譲を受けており、これまで38の事務に関する権限委譲を受けている。

問 委譲財源等について。

答 国庫補助負担金の削減とそれに伴う税源移譲は、3年間の総計では約1億3,800万円のプラスとなる。

一方、地方交付税は、3年間で約3億4,700万円のマイナスであり、三位一体改革による当市の影響額は約2億9,000万円の減額になるかと思われる。

問 第2期地方分権改革推進法の所見について。

答 この法律は、国や地方公共団体が分担すべき役割の明確化や地方公共団体の判断と責任により行政の運営を促進するという基本理念が掲げられている。

真の地方分権を実現するためには、国から地方への権限及び税財源のさらなる委譲などが推進されるなど、より地域に根ざした自立したまちづくりを推進できるシステムが確立されることを期待している。

市町村合併

問 当市の合併に対する所見について。

答 当市と加茂郡の市町村全体の平成19年度一般会計予

算は、総額で約397億円と合併協議を行っていたころの平成15年度予算と比べて約45億円減少しており、緊縮型の厳しい財政運営が伺える。

そこで市町村合併については、現在、いろいろな機会を通じて意見を伺っており、今後引き続き議論を深めたいと思っている。

問 当市と加茂郡の財政状況について。

答 当市と加茂郡の財政状況は、決算統計数値の平成17年度と平成15年度を比べると、財政力指数はすべてアップしており、平成18年度から導入された特別会計や一部事務組合等への起債償還金を含めた実質公債費比率でも、東白川村の26.5%を除けば制限を受ける18%には至っていない。

また、職員数も1,028人から64人減少し、人件費も約7,000万円の削減を図り、財政調整基金も約3億3,000万円増加している。一方、地方債残高は約8億円の増加、投資的経費は約52億5,000万円の減少となるなど、歳出削減に向けた努力の跡が見られる。

しかし、国の極めて深刻な

財政状況から三位一体改革の影響も受け、税源移譲はあるが地方交付税の出口ベースは毎年減少しており、今後も厳しい財政状況は続くものと思われる。

問 第5次総合計画の策定と市町村合併問題について。

答 総合計画は、市が市民の負託にこたえ、地域社会の経営という任務を適切に果たすために将来を見通した経営の基本計画であると考えており、当市が持続発展するためには、合併も含め、市の重要案件は常に「市民とともに論議を深めていく」という基本姿勢が必要であると考えている。

市長のリーダーシップにより合併の方向性を示すのではなく、市民論議の中で第5次総合計画の基本理念を構築し、その中で合併の方向性を模索していくことになると考えている。

総合計画

問 第4次総合計画の進捗状況と今後の取り組みについて。

答 第4次総合計画の主要事

業は見直しを行い、整理する中で143事業の状況管理を行っている。進捗状況は、平成17年度までの事業費を基本とする平成21年度までの総事業費に対する達成状況を指標化すると、70.6%の達成率になる。

今後3年間の取り組みは、全ての計画事業において緊急性、市民ニーズ、有効性、効率性等の観点から指標化し、優先順位なども見直し、事業展開を図っていききたい。

問 第5次総合計画の策定スケジュールについて。

答 第4次総合計画は平成21年度を目標年次としており、第5次総合計画は平成22年度を起点とした計画となる。

今後3年間の予定は、平成19年度は現行計画の課題の洗い出しや庁内ワーキングによる環境予測等を行い、平成20年度からは総合計画審議会、市民参加型のまちづくり委員会や市民インタビュー、アンケート調査に基づき、骨子となる基本構想・基本計画の策定を行いたい。計画期間は、今後の検討課題であると考えている。

広域行政

問 広域的な課題への取り組みについて。

答 当市は現在、可茂地域の10市町村で、ゴミやし尿処理、消防など4つ一部事務組合、関市、美濃市、郡上市との中濃地域農業共済事務組合、富加町との中学校組合を設置している。



可茂消防事務組合

一部事務組合の統合は、これまでの経過と今後の行政需要・行財政の効率化などの視点から、提供できる住民サービスの効果など、広域連合の形態も含めた組織のあり方を今後の課題として検討しなければならぬと考えている。

問 広域行政の新たな取り組みについて。

答 生活や経済活動がさらに広域化する中では、広域的な視野から連携・調整し、行政を進める必要があると考えている。

少子高齢化や地方分権が進展する中で、行財政運営の効率化と住民サービスの向上等
の見地から、具体的に判断すべきものであり、関係する市町村とも検討していくことが必要である。

問 一部事務組合の情報公開について。

答 可茂消防事務組合は、平成19年度当初予算は、約21億円、当市の負担金は、約4億5,000万円となっている。

ごみ、し尿、消防は、市民にとり重要な関心事であるが、市議会では、負担金のなかでの審議のみであるため、わかりやすい情報を発信できるように努力したいと考えている。

問 一部事務組合の起債残高について。

答 4組合(可茂衛生・可茂消防・可茂公設・中学校組合)の現在の起債残高は、約93億円、そのうち可茂衛生施設利用組合は約91億円、可茂消防事務組合は約1億2,000万円

あり、このうち当市の負担すべき金額は約23億円である。

シティホテル

問 改装・改築について。

答 シティホテルは、昭和63年の完成以来、市の表玄関のシンボルとして可茂地域の社会経済・文化交流の拠点として大きな役割を果たしており、今後も市の活性化のための大切な施設であると考えている。

建築から約20年が経過し、配水管や電子制御等が老朽化しており、暫定的な修理で対応しているのが現状である。平成19年度に建物全体の調査を行い、その結果について議会や市民の方と協議し、今後の活用について方向性を決定していきたい。

問 駐車場問題について。

答 シティプラザの駐車場を代替用地とした理由ですが、長年の懸案である駅前通りの歩道整備を行うことが、重要であるとの判断をした。

代替用地にしたことによる地価については、税務担当で採用している評価基準をもとに計算すると上がるという結果にな

り、駐車場としての利用価値は変わらないと考えている。

駅北のシティプラザ駐車場の入口改修は、現在は暫定の駐車場として整備しており、現状のままでもいいと考えている。

平和行政

問 平和都市宣言のまことについて。

答 平和都市宣言は、すべての市民が核兵器の廃絶と恒久平和が達成されることを求め、世界の人との相互理解を深めるなかで世界平和の実現を願い、平成元年に制定している。

毎年、広報7月15日号に「平和の鐘のお知らせ」と平和都市宣言の全文を掲載し、ホームページでも掲載するなど市内外に対し広く知らせている。

問 平和事業の拡大について。

答 平和講演会の開催、学校への平和図書への配付を行うなど、平和記念式典の時にいる長崎青少年ピースフォーラムには、平成17年度に1名増員し、3名の中学生を派遣して平和事業の拡大を行っている。

今後は、多文化共生事業にあわせ平和行政も外国籍住民の方に理解されるよう努める必要があると思っている。



市役所前に設置の平和宣言

市民交流センター

問 市民交流センター構想の行方について。

答 旧シユロスの活用は、真の市民の交流の拠点としてどうあるべきかを少し時間をかけて検討したい。

この構想の基本は、川とか

市営住宅

問 市営住宅の入居率について。

答 入居率は、平成16年度は85件の申し込みで入居は15件、入居率18%、平成17年度は申し込み62件で入居は14件、入居率23%、平成18年度は申し込み60件で入居は22件、入居率37%となっている。

問 入居条件の見直しについて。

答 有識者など5名で構成される市営住宅入居者選考委員会があり、申込者の資格審査を行っており、審査は、申込者の住宅困窮度、申込回数、収入状況、家族構成、年齢などをもとに入居の優先順位を決めている。

防災対策

問 住宅等耐震改修の促進について。

答 本市の現状は、住宅等の耐震化率は75%、昭和56年以前の住宅は33%、そのうち耐震性を満たすものは8%である。

国の基本方針と県の促進計画の内容を勘案し、早期に耐震改修促進計画を策定する。

木造住宅の耐震化促進のため、耐震診断や改修への支援の継続、防災意識啓発や支援制度のPRに努め、地震に強い安心安全なまちづくりを目指す。

問 地震ハザードマップの作成について。

答 地震防災マップは、揺れやすさマップと地域の危険度マップの2種類を考えている。

揺れやすさマップは、本市に最も影響をあたえる活断層で発生するマグニチュード7以上の地震、東海・東南海、海溝型地震などを想定し、最大の震度を表示し、地震危険度マップは、揺れやすさ震度分布をもとに、建物被害の分布を表示した危険度区域図である。

この地震防災マップは、全戸配布やホームページ等により公表をする。

問 災害発生時における応援協定について。

答 現在、各種業界や関係機関など25カ所と生活物資等の供給、避難所の提供、破損施設の復旧支援などの内容で、協定書を締結している。

他の自治体との相互応援は、県内自治体や東海環状自動車道沿線都市9市による相互応援を締結しており、岐阜県が締結している広域応援や中部9県1市による相互応援もあるので、現在は新たに応援協定を結ぶ予定はしていない。

問 消防団組織編成の見直しについて。

答 本市も地域を問わず団員確保が難しくなっており、消防団組織全体の課題や地域ごとの問題点などを消防団幹部と協議し、平成19年度にはある程度の方向性を示したい。

問 自主防災組織について。

答 自主防災組織は、市内186自治会のうち167自治会が組織化しており、未結成の19自治会には自主防災の組織化を依頼し、組織化された自治会に対しても、組織と役

割分担の確認や防災訓練の実施を依頼していきたい。

問 防災訓練の計画について。

答 平成19年度に市総合防災訓練は、秋に山之上・蜂屋地区で計画しており、訓練内容は、地域住民の方が参加しやすい訓練とするために、地区全体を対象とした訓練、あるいは参加者全員が体験できる区域を絞った訓練など、まず自治会長と協議して実施方法等を検討したい。



平成17年度に実施の防災訓練

問 集客施設の調査・指導について。

答 不特定の人が30人以上収容できる防火対象施設は、市内に約1,500カ所あり、順次計画的に立入検査を行い、

防火点検、消火訓練及び避難訓練の指導等を実施している。

カラオケ施設は調査の結果、消防用設備等の法令違反1カ所、防火管理の法令違反3カ所あり、指摘事項を早急に改善するように指導を行い、今後追跡指導をする。

防災無線

問 防災無線の音声一斉点検調査について。

答 市内に設置のマスト全部を対象として、騒音計により平常時と放送時の音量数値を測定し、音域や音声の伝わり方を把握するものであり、その結果に基づき、聞きにくい場所の特定や解消方法を検討するための調査である。

市民からの問い合わせ件数は、聞きにくいというものが、平成17年度は電話やメールにより11件、平成18年度は2月末までに6件である。

問 デジタル化への対応について。

答 防災行政無線のアナログからデジタル化は、総務省が移行期限を定めていないが、

国が進める市町村の放送施設を自動で起動させ、緊急地震情報などを住民に伝達する、全国瞬時警報システムの導入を考えると現在のシステムでは対応できないため、デジタル化への移行を平成19年度に検討したい。

防犯対策

問 自治会を主体とした防犯体制づくりの指針について。

答 自治会を主体とした防犯活動で必要となる、帽子や腕章などの購入費用に対する補助要綱的なものを設けるなどして、組織をつくり活動できるように条件整備の検討をしていきたい。

自治会単位や隣接する自治会合同で、地域の安全安心を高めていただけるように、自治連合会の役員などに働きかけていければと考えている。

問 地域安全マップの作成について。

答 現在作成中の学校が1校、これ以外の学校は地域安全マップ等を作成し、児童に説明して注意を促しているほか、

各家庭にも配布している。

また、児童みずからが危険度を知り、予測して動けるよう危険回避能力を避難訓練・変質者侵入対応訓練、道徳における自他の生命の尊重等に関連して身につけさせたいと考えている。

問 登下校時の防犯対策について。

答 子どもの安全確保は、各校区に見守り隊、サポート隊、子どもを守る会等の組織があり、現在1,700人を超える方が活動しており、自治会組織で活動しているところもある。

今後学校・家庭・地域がネットワークを結んで、さらに輪が広がるよう推進したい。県警のたんぼぼ班の活用は、平成18年度は10回、そのうち小学校は1回、残りは保育園となっており、今後有効に活用したいと考えている。

問 トラックの生活道路への進入対策について。

答 トラックなど大型車両の生活道路への進入規制は道路幅員にもよるが、警察に聞く

と難しいとのことである。

通学路である旨の表示看板等の設置、交通指導員や交通安全協会などによる登下校

時の安全指導を依頼しているが、トラックに限らず、安全運転に心がけるように啓発活動を引き続き進めたい。

問 パソコンを使用した個人情報保護の管理状況について。

答 市では、平成15年度に情報セキュリティポリシーを定め、ウイルス対策ソフトの導入、外部からの不正アクセス防止対策や記録媒体の使用制限などの情報セキュリティ対策を実施している。

ソフトウェア導入の制限、ファイル交換ソフトの使用禁止、パソコン操作記録やインターネットのアクセス記録、メールの送受信記録、データ更新記録、印刷記録などの操作状況を記録・保存等することにより情報の適正管理を実施している。

情報通信網

問 ケーブルテレビ事業の進捗と促進について。

答 平成17年度から、民間事業者により着手しているが、加入率が低いいため、事業者は加入率の増加に努めており、

当初の整備計画と比較すれば整備が遅れている状況である。

市も、情報基盤の整備は地域的な情報格差を是正する重要な事業であると認識しており、今後の整備計画について事業手法などの基本プランを再検討しなければならぬと考えている。

問 光ファイバー等の公的基盤整備について。

答 市の南部地域は、民間主導で光ファイバー網の整備が進んでいるが、北部地域は、採算性などの問題から民間の参入は難しい状況にある。

他の地方自治体では、巨費を投入した光ファイバー網の整備の事例もあるが、自治体による整備には、多額の設備投資や維持管理の費用が必要であり、当市では、こうした手法による公的整備は難しいと考えている。

問 東海地域情報化推進会議の対応について。

答 この会議は、1月に開催され、国、県及び市町村が一体となった情報化推進の取り組み方法についての情報提供等が行われた。

会議の中では、山間地域がデジタル放送に対応するため

の中継局整備の補助、山間地域の市町村が管理する共聴施設の改修費用に関する辺地共聴施設整備の補助などを示されたが、市の財源負担も必要であるため、効果的な施策の実施に向けて具体的に選択する必要がある。

問 携帯電話難聴地域の解消について。

答 携帯電話の難聴地域の解消のため各事業者と折衝を続けており、1月に伊深町上切地区は電波塔が整備され、伊深地域の難聴地域は解消されている。

三和町の難聴地域は、ケーブルテレビの光ケーブルを活用した整備方法、国庫補助の携帯電話エリア整備事業や辺地債による整備方法などを検討しているが、多くの利用者が見込めない状況のため、事業者の参入も難しいなどの課題もあり、今後の整備にはもう少し時間を要する。

選挙

問 開票時間の短縮について。

答 早稲田大学マニフェスト

研究所が開催した「開票事務研修プログラム」に参加し、そのノウハウを学び、投票用紙の分類や点検作業等の流れ、候補者から選出された開票立会人が行う結束票の確認作業などに問題点が見つかった。

対策として、開票台を2つに分け多くの職員で作業をし、票の分類は色分けをしたトレイの使用、開票後の点検・計数の順序の整理、疑問票等の審査に精通した職員の育成、開票立会人が納得されるよう説明し、立会人席でのスムーズな確認などの改善を考えている。



4月の県議選の開票作業

問 投票所として使用する自治会公民館について。

答 投票所の準備・片づけは、連絡所等からの記載台など資材の搬入・撤去のため、原則、準備は平日の午後、撤去は投票日翌日の午前に行っているが、片づけは、投票所から開票所へ回す職員とのバランスも考え、当日にできるよう努めたい。

使用料は、法律に基づき、都道府県選挙管理委員会が承認した額8,400円であるが、冷暖房設備も整った自治会公民館等も増えており、各公民館の使用料規定の調査を行いたい。

教育問題

問 市長の教育観について。

答 子ども1人1人の可能性を引き出し伸ばすことが教育だと思っており、こうしたことから、みずから成長し、自立した人間が育つと思っている。ひとにやさしいまちづくりには、その根幹である人づくりの教育こそ大切であり、「みのかも教育21プログラム」は、自

分にきびしく、人にやさしく、たくましい子どもの育成をめざしており、平成19年度は実践推進に力を入れた。

子どもの笑顔あふれるまちづくりこそ、願いである。

問 教育長の教育に対する思いについて。

答 教育の変動期にあたり、「不易と流行」の区別をしつかり持ち、当市の教育現場が混乱しないよう、現場を重視した教育活動の展開こそが、与えられた使命と肝に命じている。

平成19年度は「みのかも教育21プログラム」のさらなる実践の年と位置づけ、学校とともに頑張りたい。

多文化共生を目指す市の課題追及のため、国際理解教育のさらなる発展に努力し、共生から自立する外国籍児童生徒の育成を目指したい。

問 家庭の教育力への所見について。

答 親教育は、子どもとかわる時間を大切にしてほしいと訴えたい。子育ては、手間やひまや時間がかかり、さらに深い愛情が必要である。

親子読書、早寝・早起き・朝ごはん、1家庭1ボランティア、少年団活動など、多くの

施策を行っており、子どもとかわることの喜びと楽しさを理解してほしい。

保育園、学校では、家庭教育学級・PTA講演会・参観日の学級懇談会などの場を持っており、子育てにかかわる楽しさを訴えたい。

問 開かれた学校づくりについて。

答 規律・活力のある、開かれた学校は、学校運営を行う上での柱であり、特に開かれた学校づくりは、地域や保護者の声に耳を傾け、学校運営に生かすべく、学校評議員の委嘱や外部評価の実施により、意見を取り入れるようにしている。この外部評価のあり方については、今後一層の充実を図りたい。

問 いじめ等の相談体制の拡充について。

答 学校は校長を中心に教育相談体制を充実しており、中学校にはカウンセラーと専門相談員を配置し、相談体制を強化している。

市では、教育センターに専門相談員を配置し、電話相談や来所相談に備え、学識経験者による研修会を開き、いじめの理解と対応のあり方を深

めている。

いじめ相談は、顔を見て詳しく話を聞く相談体制を大切にしたいと考えており、メールによる相談は今後の課題としたい。



問 小学校の英語教育について。

答 小学校の英語教育は、高学年は年間10時間から35時間、低・中学年は10時間から20時間程度実施しており、その内容の充実を図る方向である。

平成19年度は正式に英語教育推進委員会を設置し、高学年の指導計画の作成と市内共通での指導を考えている。

問 今後の総合学習の見通しについて。

答 現在各学校では、福祉、健康、国際理解、環境などにかかわる総合的な学習を進めており、各学校が特色のある

教育活動を展開している。教育再生会議では、現行の学習内容に10%ほどの増量が話題になっており、必修教科、選択教科、総合的な学習の時間のバランスと授業日数の検討も必要であると考えている。

問 青少年非行防止の対策について。

答 非行行為の把握は、学校を訪問しての学習や生活状況の参観、学校から随時問題行動の報告、関係機関との連携など、その強化に努めている。

家庭でのしつけは、総会や参観日、家庭教育学級等の機会を通して、子どもの姿をもとに家庭や保護者のあり方を考え研修を深めている。

市青少年育成市民会議や市少年センターが、街頭啓発や定期補導、有志による声かけ運動などの非行防止活動を実施しているが、家庭・地域・学校が一体となって子どもを育てる「みのかも教育21プログラム」の推進に一層努める。

問 先生の資質向上について。

答 教職員は絶えず研究と修養に努めることが求められ、初任者・3・6・9年目には義務研修が課せられており、

このほかにみずからの資質を高めるために種々研修に参加している。教育センターでは今日的な課題、新たな教育の方向に沿った内容、精神衛生に関する内容等、講座や講演会を設けて多くの教職員の参加を呼びかけている。

問 学校の森事業の今後の見通しについて。

答 平成16年度から3年間で小中学校の4校で学校の森づくりを実施し、2,540名の児童・生徒が参加し、自然の大切さ、失われた自然を元に戻す大変さなどの指導を受け、約14,300本の苗木を1本1本丁寧に植え、木が大きく育つのを楽しみにしている。

学校の森づくりは平成18年度で終了だが、今後この事業を検証し、他の学校にも学校の森づくりを検討したいと考えている。

全国学力・学習状況調査

問 プライバシー保護上の問題について。

答 今年4月に実施する全国学力・学習状況調査は、当市

も参加したいと思っており、国は委託先に対し、個人情報保護の適切な管理について強く指導した契約とし、予備調査の質問内容もプライバシーへの配慮という視点を踏まえて、調査内容の再検討に入ったと聞いている。

この結果は、国及び都道府県単位の状況が公表され、市町村名・学校名を明らかにした公表は行わない。

子どもの学力とは、教科の学習結果という学力も大事ですが、生きる力や豊かな心を含めた総合的な力だと思っており、この調査結果だけを優先する学校評価は行わない教育行政でありたいと考えている。

給食センター

問 給食センター建設の計画について。

答 当初は単年度事業の予定であったが、予算編成上、約16億円の事業費を平成19・20年度の2年間で実施する。

本体工事や厨房設備は、平成19年6月に着工し、平成20年6月末で出来高を100%

とする計画であり、食器・食缶・配送車等の備品関係は平成19年度に選定作業を進め、平成20年度に購入する計画である。

完成後、夏休み期間中に新しい給食センターで職員の訓練を行い平成20年9月2日に供用開始する予定である。



新学校給食センター完成予想図

問 交流の森事業の内容と管理について。

答 給食センター敷地のり面約7,000㎡のうち約3,300㎡に毎日新聞社の協力により約1万本の苗木を植樹する計画である。当市はのり面の掘り起こし、苗の根元に敷くわらや縄等の費用を予定している。

6月に植樹祭を実施する予

定であり、参加者は、学校の森を実施していない小学校の児童や外国籍児童を中心に参加を募る予定である。市内の各種団体にも協力を呼びかけ、命の森、交流の森の植樹祭をしたい。

森をつくることによる衛生管理は、毛虫などの害虫の発生は少なく、給食センターの施設内への虫の侵入についても、外気と遮断することができると想定しており、虫等の侵入は防ぐことが出来るかと考えている。

問 地産地消による学校給食について。

答 現在は岐阜県学校給食会に週2回委託し、平均すると1食約70円であり、施設整備費や人件費等の経費もあるが、ご飯の単価で比較すると地元産米の購入費が1食約30円であり、現在の委託価格より安くなる。

また、収穫米の利用は、各学校の考えがあるが検討したい。

また、山之上産の梨、柿は、年2回献立に入れていますが、梨については品種も多く収穫時期が長いので増やす方向で考えていきたい。

教育施設

問 加茂野小学校屋内運動場の耐震化と改築問題について。

答 加茂野小の屋内体育館は、昭和55年度の建設であり、平成31年度まで耐用年数があり、国の補助による耐震補強事業により耐用年数が延長されることはない。

問 加茂野小学校屋内運動場と加茂野連絡所の将来の計画について。

答 屋内体育館、運動場、公民館の将来を見越した計画は、北には国道、南は天乳池、西は保育園などの地形的な問題や財政面の問題があり、今後、地元の方の意見も聞き、議論を深めたいと考えている。

問 学校図書館の休日開放について。

答 現在、保育園児に対して貸し出しを行っている小学校もあるが、学校の休日の施設管理の問題や小中学生用の図書が多くあることから、現在のところは考えていない。休日前の貸し出しをすることにより家庭での読書を充実したい。

問 学校図書館の蔵書整備について。

答 平成15年度より5年計画で蔵書の増加を図ってきており、蔵書数も増え、学校図書標準で決められた数値になる。また、図書の利用度や読書量を増やしたいと考えている。

平成18年度は、三和小学校が図書館利用の可茂地区最優秀校に輝き、伊深、下米田小学校も読書活動賞を受賞している。



東図書館

問 中央・東図書館の会議室等の利用状況について。

答 平成19年2月末現在、中央図書館は一般貸し出しをしておらず、おはなしランド、読書サークル協議会など図書館関連行事等の利用で131

件、東図書館はピアノ発表会や手芸づくり・パッチワークなどの趣味的サークルの定期利用など幅広い利用で248件の利用がある。

登録団体が定期的に使用するときは、使用料金を50%減額する規程を設け、多くの団体や市民が利用できるよう努めている。

国民健康保険

問 高齢者増加に伴う国民健康保険の運営について。

答 平成19年度国民健康保険予算の増加の主な要因は、保険給付費の増加であり、過去5年間の療養給付費の伸びと被保険者の伸びを見込み、前年比13.2%増の約30億円を計上している。制度上高齢者の加入割合が大きく、財政運営が厳しい状況である。

平成20年4月からの医療制度改革により、75歳以上が対象の後期高齢者医療制度が広域連合により実施され、65歳から74歳までの加入割合による保険者間の医療費負担の不均衡是正を図る制度も創設さ

れ、財政運営が緩和することを目指している。

さらに、従来の保健事業に加え、新たに特定健診と特定保健指導の実施が平成20年4月から保険者に義務付けられることにより医療費の抑制に努めたい。

少子化対策

問 県の少子化対策基本条例について。

答 少子化時代に地域や職場・行政がともに安心して子どもを育てることができ、地域・環境の実現を目指して制定しようとして提案されている。条例は県、市民、市町村、子育て支援団体、事業者、子育て家庭などの取り組みを掲げ、推進計画策定や推進体制も規定されている。

将来を担う子どもたちが健康やかに育ち、心豊かに成長することは皆が願うことであり、市も条例の趣旨を十分理解し、県と連携を図って対応したいと考えている。

問 子育て支援策としての福祉医療の拡充について。

答 福祉医療費助成の小学生

までの拡大による平成18年度の助成額は、約7,700万円程度と見込んでおり、中学生まで対象を拡大した場合は約3,000万円増になると考えている。

福祉医療費助成対象年齢の拡大は、財政的な問題等も十分踏まえ、今後検討したい。

問 おひさまネットの子育て支援センター化や子育てサロンの増設について。

答 「おひさまネット」は、児童課で情報収集をし、常に新しい情報を発信するよう心がけており、さらに親しまれるホームページの維持に努めたい。

子育て支援センター化は、子育て支援の充実を図る上で重要と認識しているが、まずは担当組織の充実を図って対応したい。今回の機構改革により「児童課」を「こども課」に名称変更し、支援係を新設して子育て支援の充実を図りたい。

子育てサロンも、大変多くの方に利用されており、増設の必要性も十分認識している。

問 妊婦検診助成の拡充について。

妊婦検診の助成は、これまで35才未満の方は2回分、35才以上の方は3回分を助成しており、平成19年度からはすべての方に超音波検査1回分を追加する計画である。

厚生労働省からの平成19年度地方財政措置による妊婦健康審査も含めた少子化対策の通達は、平成19年度予算案が固まった段階での通知であり、今後内容を十分見きわめて対応したい。

地域包括支援センター

問 総合相談・権利擁護・介護予防の3機能の実績と予防プランの実行状況について。

答 2月末現在、総合相談は実人数594人・延べ4,592人、権利擁護(成年後見含む)相談件数は3人、介護予防事業は、予防プランの作成が1,209件、うち574件を委託している。

予防プラン作成のうち、特定高齢者の予防プラン・介護予防マネジメントは11人であり、介護予防事業としての転倒予防教室や介護予防普及啓発活動を行っている。

問 当市の方針について。

答 当市の地域包括支援センターは、永年地域と向き合い、高齢者の相談に対応してきた在宅介護支援センターを運営する2事業所に委託している

今後は、地域の隅々に致る高齢者の実態を把握し、市民からの相談に対応するワンストップサービスを進め、医療・保健・福祉との密接な連携により高齢者の支援を図る地域福祉の拠点にしたいと考えている。



分庁舎3階にある東西の地域包括支援センター

福祉行政

問 成年後見制度の支援について。

答 当市は、認知症、知的障

がい又は精神障がいのある方で日常生活を営むのに支障があるなど請求を必要とする状態と判断した方は、その親族に請求申し立てを指導し、4親等内の親族がいな場合は市がかわりに申し立てを行い、費用も助成する制度を設けている。

まずはこういった恐れのある方などの把握に、包括支援センター、社会福祉協議会が行っている権利擁護事業等とも連携して対応したいと考えている。

問 人工透析患者の交通費助成と災害時の対応について。

答 人工透析患者への助成は、今後他の障がい者とのことも考えて検討したい。

災害時における透析可能な病院の確保等の支援体制は、市地域防災計画により対応する。

問 災害時の要援護者登録制度について。

答 現在策定中の「美濃加茂市地域福祉計画」の中でも、災害時の支援の充実という基本方針をあげ、災害時要援護者支援マニュアルの策定や要援護者の安否確認・連絡体制の整備を示しており、同居・高齢者世帯、障がい者名簿を整えている。

こうした方以外にも支援を必要とする場合もあり、登録制

度は有効な方法であり、災害時要援護者支援対策マニュアル策定の中で十分研究したい。

問 生活保護家庭の実態把握について。

答 当市の生活保護世帯の状況は、57世帯68人であり、1カ月の扶助費は1,000万円強を支給している。世帯の状況は傷病・障がい世帯や高齢世帯などの割合が高く、支給額の6割強が医療扶助となっている。

要保護者からの申請により、福祉事務所が調査、判定しており、保護認定後は職員が定期的な家庭訪問を行い、自立厚生に向けた指導や所得等の現況調査を実施している。

所得の増加等による扶助費の返還命令は、平成18年度7件、返還命令額約42万円である。不正受給のようなケースはないが、もし判明すれば厳しく対応することは当然であり、不正受給が行われないよう十分注意する。

不正受給が行われないよう十分注意する。

児童館

問 加茂野児童館の現状と今後の対応について。

答 児童館は、平成11年に開設されてから、地域の協力もあり利用者も増え、未就園親子の遊びの場や小学生対象の遊びを教える場として児童の健全育成に重要な施設となっている。

一方、加茂野地区の学童保育は、平成10年度から小学校で開始したが、児童数も増加し空き教室がなく、学童児童数も増加したため、加茂野連絡所と児童館の2クラス体制で実施している。

現在の児童館は本来の形ではないと考えており、学校の施設管理もあるが、夏休み・春休みの長期は学校で開設できるように、教育委員会と研究したい。

環境問題

問 家庭ごみ1人当たりの排出量推移について。

答 家庭ごみの1人1日当たりの排出量の推移は、平成11年度と平成17年度を比較すると、可燃ごみが391gから479g、不燃ごみが15gから21gと増加しており、資源ごみが23gから19g、粗大ご

みが17gから7gと減少している。

ささゆりクリーンパークへ搬入する当市のごみのうち、可燃ごみ(事業系と生活系)が占める割合は、平成17年度実績で、ごみ全体の約92.5%であり、生活系可燃ごみの割合は、ごみ全体の58.9%である。

問 ゴミ袋1袋当たりの処理費用について。

答 可燃ごみは、大1袋で平均約6kgの重さがあり、1袋当たりでの処理費用は282円となり、袋1枚が30円なので、住民負担は約10.6%となる。不燃ごみは706円で、袋1枚30円の住民負担は4.2%、資源ごみは177円で、袋1枚10円の住民負担は5.6%、粗大ごみは、シール1枚当たり938円で、1枚5000円のシールの住民負担は53.3%となる。



問 レジ袋削減について。

答 レジ袋は、1年間に全国で約300億枚がごみになると言われ、国民1人が1日約1枚を使用していることになる。

だれもが簡単にできる削減策として、マイバッグの持参を呼びかけ、ごみ減量とレジ袋削減の意識啓発を図り、スーパーや店舗に対し、削減に向けての協力を要請したいと考えている。

問 紙容器・プラスチック容器回収に対する所見について。

答 プラスチック製容器包装の再商品化には、洗浄等が必要であり、汚れや異物の混入により可燃ごみとして焼却処理を行うこともあり、軽くてかさばり、収集コストが高い割に減量効果が低いのが現状である。増加傾向にある可燃ごみに歯止めをかけ、少しでも減量を図るために、これらの収集を実施していく必要があると考えている。

問 ごみ袋への処理コストの印刷について。

答 人口の増加とともにごみ処理費用も年々増加しており、ごみ袋に処理コストを印刷することは、市民にごみ処理経費の現状を知らせ、ごみ減量

を呼びかける上で良策であるが、可燃ごみ袋は特に使用枚数が多く、最低でも3カ月分のストックを必要としており、毎年のコストの変化に応じて、毎回印刷の版をつくりかえることによる経費もかかることが考えられる。

問 ごみ処理コストの周知は、袋への印刷も含め、ほかの方法も検討しながら、情報公開し、周知したいと考えている。

問 事業ごみの排出について。

答 事業所が排出する事業所の一般廃棄物は、事業所の責任により処理することが法律で定められており、事業者は市が許可する収集運搬業者と契約を行い、ごみの処理を行うことが必要である。実態の把握と周知に努め、未契約の事業者には適切な処理を行うよう指導したい。

問 電球から電球型蛍光灯への切り替え推進について。

答 地球温暖化対策の推進は、世界全体の問題であり、国も環境省をはじめ、さまざまな機関において温室効果ガスの削減を呼びかけている。

経済産業省資源エネルギー庁が発刊している省エネ性能カタログでは電球型蛍光灯

と白熱電球のコストは、電球は4分の1、寿命は6倍、年間約4,700円も電球型蛍光灯ランプが経済的であるとされており、経済的で、地球温暖化防止に役立つ取り組み方法の一つとして、機会をとらえて普及に努めたいと考えている。

牧野工業団地

問 工業団地進入路の騒音・振動について。

答 これまでも、市の立ち会いのもと、地元と企業側で生活環境の保全に関する協定書が締結され、改善への協議がされている。

今回、社名の変更等に伴い、協定書の内容を見直すため、通行車両による騒音・振動、走行速度制限、深夜のトラック通行等について改善に努めることが明記された協定となる。

問 工業団地への進路案内について。

答 企業関連の車両を安全、スムーズに誘導することは、関係する企業全体の重要な課題であり、地元の方に迷惑をかけるまいよう、各企業が共同で案

内看板等を設置または改良するよう指導したいと考えている。

問 交差点の改良とマンホール周辺の舗装修繕について。

答 牧野工業団地が開発された昭和62年当時の大場中国線は、現在のような交通量や大型トレーラーの通行を想定しておらず、これらに対応するには、大規模な交差点改良が必要となるため、今一度現状をよく調査、検討したい。

大場中国線を通行する大型車により、下水道のマンホールが不当沈下するため、毎年計画的に修繕を行っている。平成18年度も、緊急性のある箇所の修繕を行い、今後、必要な箇所は、計画的に修繕を行う。



牧野の川合大橋北交差点

下水道事業

問 下水道事業整備の進捗状況について。

答 下水道事業全体の進捗状況は、認可区域1,521.4ヘクタールに対して平成18年度末では、1,489ヘクタールの完了予定であり、整備率97.9%である。

農業集落排水事業の稲辺・山之上・伊深については整備済みであり、蜂屋川公共下水道処理施設の増設工事を平成20年度に、面整備も認可区域は平成20年度を予定している。

問 管路の耐用年数と再工事の開始時期について。

答 現在、使用している污水管は塩ビ製で、下水道工事は昭和63年から施工しており、約20年経過している。しかし耐用年数は50年であり、現在は再工事の必要はないが、将来的には、老朽管対策が必要であると認識している。

問 下水道利用料金の見直しについて。

答 整備はかなり進み、今後は維持管理が大切と考えているが、料金は当面現状維持を

したい。

今後は、事業計画全体の見直しや、経済性・コスト削減を図るなど、下水道事業の健全化に努めたい。

問 蜂屋川公共下水道事業の今後の見通しについて。

答 蜂屋川クリーンセンター処理施設の増設工事は、平成18年度から施設工事に着手しており、平成19年度は、汚泥を処理する槽や電気・機械など主な工事を行い、平成20年度の完成を目指している。

管きよ工事は、加茂野は未整備区域約2・3ヘクタールであり、蜂屋は未整備区域約0・7ヘクタールである。平成18年度末の整備率約98・7％であり、平成19年度は残りの区域や開発によるミニ団地などの整備を図る。

問 稲辺農業集落排水事業との連結の考えについて。

答 稲辺農業集落排水事業と蜂屋川公共下水道事業との連結については、稲辺の処理施設の処理能力が限界であることから、蜂屋川公共下水への接続や既存の処理場の増設などを国や県など関係機関とも協議し、平成19年度に調査・検討をする。

問 あじさいエコパークの利用状況について。

答 平成17年度実績は、PR館が西中、加茂野小のバレーと卓球などの利用が主で、26団体267日、年間の利用率約73％であり、サッカー場は冬季は芝生の養生期間として貸し出しをしていないが、14団体117日、利用率は約49％である。加茂野小や蜂屋小による郊外学習、夏休みを利用した親子下水道教室などにも利用している。



エコパークでのサッカーの様子

問 処理場内のスポーツ公園の建設時期について。

答 処理場内のスポーツ公園用地は、平成19・20年度に行う処理場増設の工事用スペース

と考えており、公園整備予定は平成20年度後半の予定である。

問 鷹之巣駅前地区の道路側溝と舗装改良について。

答 鷹之巣駅前地区の下水道事業は、富加特環の下水道整備区域に組み込まれ整備されており、富加町の舗装復旧方法は、下水道管理設後すぐに本復旧を行っている。

現地を確認すると、まだ改良が必要などところもあり、平成18年度も2路線の側溝及び舗装整備を行い、今後も自治会要望を考慮して整備したい。

中心市街地 活性化

問 住民意識の実態調査について。

答 当市は、美濃太田駅周辺における都市機能の集積を活用しながら、区域内に住む方がそこに住み続けたいと思える施策を展開したいと考えている。

しかし、これらの計画は、住民の方が中心となりみずから企画し実行することが最も重要なポイントであり、地元の方と積極的に対話を進め、

確実に実践できる方法で進めたいと考えており、住民の意向を調査する必要があると判断すればアンケート等を実施したい。

問 「つどいの家」設置に対する所見について。

答 中心市街地の「つどいの家」等の整備は、現在建物の寄贈について2・3件のご相談は受けており、市も寄贈を受けられるのか、また受けた場合にどのような利用が可能かなどを含めて、プロジェクトチームを設置して検討している段階である。

生活道路

問 生活道路の安全対策について。

答 安全対策は、自治会要望に基づくガードレール、路側線設置等の整備、市街地では、側溝を歩道に利用できるように改修、路側線と側溝の間に着色を行う「あんしん歩行エリア事業」や歩道がある道路の歩道拡幅、段差解消、視覚障がい者用ブロックの設置等バリアフリー化事業を推進している。

今後は市内全域について、バリアフリー化事業を推進し、限られた予算のなかで創意工夫を行い、高齢者、障がい者を含めたすべての人を対象とした人身事故の削減に向け、交通事故対策を図っていき

たい。

問 各自治体からの信号機・カーブミラーの要望について。

答 自治会から出された信号機やカーブミラーなど交通安全施設の平成19年度要望は、カーブミラー86件、信号機27件、横断歩道・一旦停止・速度規制などが103件である。

カーブミラーは、すでに前倒しで11件設置しており、信号機や横断歩道など県公安委員会が行うものは、加茂警察署にお願いすることになる。

問 国道418号線の歩行者信号機の設置について。

答 国道418号線の蜂屋地内における主要地方道美濃加茂和良線と市道西町作り洞線の2カ所の交差点への歩行者用信号機は、平成19年度下期に設置すると聞いている。

蜂屋連絡所前の交差点は、南北道路の青信号の点灯時間が短いため、現状では設置が困難と聞いている。

神明森山線

問 神明森山線整備後の交通安全対策について。

答 横断歩道・押しボタン式信号機は、公安委員会と協議し、現在設置してある付近の安全な位置に設置する計画であり、国道248号バイパス高架下の交差点に、新たに2カ所の横断歩道を設置するよう公安委員会と協議をしている。

通行車両のスピード制限表示・自転車安全対策は、現在、時速30km規制が行われており、歩行者・自転車等の安全を第一に公安委員会と協議する。

問 古井小、保育園などが集まる文教地区にふさわしい環境整備について。

答 歩道は、段差のない路面等バリアフリー構造とし、樹木を植栽し、防災としての役割や景観などの空間の美しさや快適さを目指した道路づくりをコンセプトとして計画している。

農業問題

問 美濃加茂市農業の将来ビジョンについて。

答 農業を取り巻く環境は国内外を問わず非常に厳しい状況であるが、農業は、食糧の生産基盤であり、環境保全など多面的機能を有する重要な産業であると認識している。

後継者問題等多くの課題を抱えているが、今後の農業政策は限られた予算・職員体制の中で関係機関とも連携を密接にして推進したいと考えている。

問 農地・水・環境保全向上対策事業について。

答 平成19年1月、国が本事業に対する地方負担分を地方交付税措置で軽減を決定したことや関係機関からの要請もあり5地区での事業を予定している。

現在、実施区域を選定中であり、決定後は地元説明会の開催、実施計画の策定など諸手続を行い、平成19年度には協定書の締結をしたいと考えている。

問 農林関係予算の減少について。

答 農林関係予算は、平成5、6年度の16億円をピークに平成14年度は11億円、平成19年度予算は約5億円と減少している。

予算の減少は、平成5年度からの10年間はカントリーエレベータ建設費補助、ふるさと林道整備事業、健康の森・桜の森等の森林公園の整備、県営事業負担金等の特に大型の継続事業や平成11年度までは木曾川右岸用水建設費負担金があり、大型事業等の完了や現在継続されている県営事業・県単独事業等の事業費の縮減が主な要因である。



下米田さくらの森

問 平成19年度産地づくり交付金について。

答 平成19年度産地づくり交付金は、加茂郡と美濃加茂市で組織する「みのかも地域水田農業推進協議会」で協議し交付水準が決定され、平成19年度は、貸し手と借り手の交付額を区分し、借り手となる担い手を重視した配分に改正している。

集団転作(1ヘクタール以上の団地)を担い手に委託した場合の交付金は、麦・大豆の作付は委託者に需給調整対策として10アール当たり基本助成1万円と利用集積加算1万円が、受託者には担い手対策として10アール当たり、担い手加算3万5,000円が交付されることとなる。

企業誘致

問 中蜂屋地内の工場団地の状況について。

答 現在、地元代表者の方が組合施行の土地区画整理事業による土地活用について、積極的に考え検討されている。

対象面積は約32ヘクタール、

地権者数は約130人(市外の居住者は約30人)である。

地目別区分は、山林が約15ヘクタール、開墾畑約11ヘクタール、水田約3ヘクタール、宅地・雑種地約1ヘクタール、道路・水路等約2ヘクタールである。

当地区の利用状況は、山林は自然林が多く、開墾畑等には荒廃地が進み、道路に接道のない土地も点在する状況である。

問 地元関係者との協議と造成後の土地利用区分について。

答 当地区の地元代表者の方が、出前講座を申し込まれ、土地区画整理手法等開発事業について、地域の現状や事業の仕組み、関係者の協力体制等まちづくりを進めるための勉強会を2回ほど開催している。

現在、地元代表者の方により、市外等の地権者に事業についての同意の収集等を行っている。造成後の土地利用区分は、現況の地形の条件を利用し、産業系と住居系等申出換地により有効な土地活用を目指したいと考えている。

問 事業期間と今後のスケジュールについて。

答 事業期間は、地元地権者等が事業に同意されれば、ま

ちづくり交付金を活用し、平成19年度から5年間で実施し、平成19年度は各種調査等、関係機関との計画協議等を行い、運営体制・方法等地元の方と検討し、平成20年度は、区画整理組合の設立認可を予定している。

問 企業団地が完成するまでの工場誘致政策について。

答 企業誘致を進める自治体間の競争は益々激しくなり、当市も新しい企業団地が完成する間も、市内の企業誘致適地の情報や既存企業の投資計画を的確に把握し、民間の開発等も含めて積極的に企業誘致を進めたい。

問 企業誘致の基本的な姿勢について。

答 企業誘致は、市税収入の増加や雇用機会の確保等、市の活性化のための重要戦略であり、東海環状自動車道や国道41号バイパス等の交通インフラが整備されており、進出企業から利便性は高く評価されている。

現在の工場誘致の基本姿勢は、誘致条制定時と基本的に同じ考え方であり、今後も新たな企業団地の整備等を進め、積極的に企業誘致を推進する。

問 誘致企業の状況と奨励金の額について。

答 当市はいち早く企業誘致の重要性を認識し、平成14年度に工場誘致条例の一部を改正しており、現在、蜂屋台産業ゾーンにおいて活発に工場が建設され、操業している。

条例の改正後、これまでに誘致した企業数は、10社13工場であり、平成19年3月現在の雇用人数は2,771人(市内在住者247人)となっている。

条例に基づく奨励金は、平成18年度分を含めて1億7,754万円である。

問 都市整備課による中蜂屋地区周辺の基盤整備に関するアンケート調査について。

答 このアンケート調査は、地元の代表者から話がある中蜂屋地区の土地利用計画を、区画整理事業を中心にした周辺の整備計画を国の補助制度である「まちづくり交付金」事業として行うための事前評価として、市民に意見を伺ったものである。

内容は、中蜂屋地区を事業計画区域として、道路整備事業、地域防災施設整備事業等の基盤整備事業等により、未利用地の乱開発を防ぎ、有効

活用を促進する総合的なまちづくりを行う提案である。

アンケートは、地元である蜂屋地区で900名、市内全域で1000名の市民に依頼し、371通の回答を得ている。

問 美濃加茂市工場誘致条例の特例について。

答 美濃加茂市工場誘致条例は、平成14年度において一部を改正しており内容は、企業の当市への進出意欲を高めるために5年間の時限措置として誘致基準を緩和している。

この改正は、企業誘致に大きな成果をもたらしたが、現在の企業はその投資金額が大規模化しているため、条例本則基準もほとんどクリアされている。また、進出意欲を高めるために時限措置とした経緯もあり、当初の計画どおり5年間の期限となる平成19年3月をもって緩和措置を終了したいと考えている。

国道248号 バイパス

問 工事の進捗状況と今後の見通しについて。

答 県道富加坂祝線から関市

田原地内の都市計画道路・東山西田原線までの区間を県が建設工事中であり、平成19年度末までに工事を完成し、供用開始する予定と聞いている。



工事中の国道248号バイパス

問 雨水排水、騒音対策について。

答 雨水排水は、排水路や河川に流すよう各管理者との協議をして工事を施工しており、地下道部分の排水対策はポンプによる排水施設が設置される。

騒音対策は暫定2車線供用時には、環境基準を満たすデータはあるが、ナビタウン周辺の区間は、騒音を低減する排水性舗装を施行すると聞いている。

議会日誌

2月
14日 全国高速自動車道市議会協議会定期総会(東京)
15日 広域行政圏市議会協議会総会(東京)
21日 経済活性化特別委員会視察(市内企業)

3月
1日 中濃地域農業共済事務組合議会定例会(関市)
2日 議会運営委員会
可茂地域一部事務組合議会(可茂衛生施設利用組合、可茂公設地方卸売市場組合、可茂消防事務組合、可茂広域行政事務組合)

5日~26日
市議会第1回定例会
28日 美濃加茂市・富加町中学校組合議会(富加町)

4月
10日 東海市議会議長会定期総会(四日市市)

5月
14日 議会運営委員会
24日~25日
多文化共生・少子化対策特別委員会行政視察(豊田市・浜松市・磐田市)

可決された意見書

日豪EPA・FTA交渉に関する意見書

昨年7月以降、WTO交渉が中断される中で、各国は貿易交渉の軸足を二国間の経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)の交渉に置いている。

こうした中で、わが国と豪州両国は、EPA・FTAに関する本格的な交渉の開始を決定したが、豪州政府の要求に従い農産物の輸入関税が全面的に撤廃されることになれば、国内の重要農産物に壊滅的な打撃を与えることは必至であり、食料自給率や農林業の持つ多面的機能の低下等、その影響は計り知れない。

よって、国におかれては、日豪EPA・FTA交渉に関して、次の事項について対処されるよう強く要望する。

- 1 日豪EPA・FTA交渉にあたっては、米、小麦、牛肉、乳製品等の農産物の重要品目を交渉対象から除外すること。
- 2 農産物貿易交渉は、農業・農村の多面的機能の発揮と国内自給による食料安全保障の確保を基本とし、各国の多様な農業が共存できる貿易ルールを確立すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年3月26日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
外務大臣 農林水産大臣

トンネルじん肺根絶の抜本的な対策を求める意見書

じん肺については、その予防対策、健康管理の充実等、国においても各種の対策が講じられてきたところであるが、トンネルじん肺は、未だ解決されていない深刻な問題である。

こうした中、全国11カ所の地方裁判所で審理が進められてきたトンネルじん肺訴訟の中で、東京地裁、熊本地裁及び仙台地裁において、国の規制権限の不行使を違法とする司法判断が示された。

トンネルじん肺は、そのほとんどが公共事業によって発生した職業病であること等から、規制権限を有する国が責任を持ち、解決に向けて取り組むべき重要な問題である。

よって、国におかれては、発注者及び施工者に対する適切な指導を行うとともに、次の事項を含めたトンネルじん肺根絶の抜本的な対策を早急に講じられるよう、強く要望する。

- 1 トンネル建設現場において、定期的な粉じん測定と測定結果の評価を義務付けること。
- 2 トンネル建設現場において、坑内労働者が粉じん暴露される時間を短縮、規制すること。
- 3 公共工事によって発生するトンネルじん肺被害者への補償等、救済制度の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成18年3月26日

岐阜県美濃加茂市議会

提出先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣
厚生労働大臣 国土交通大臣

常任委員会名の変更

第1回定例会において、機構改革に伴う委員会条例の一部改正を行い、常任委員会の名称を変更しました。変更は、下記のとおりです。

民生福祉常任委員会 → 文教民生常任委員会

総務文教常任委員会 → 企画総務常任委員会

なお、産業建設常任委員会の名称と各委員会の委員長、副委員長、委員は変更ありません。

おわびと訂正

前号議会日よりNo.128号の11ページ中段の「長良川鉄道」の間に対する答の中、「経常損益」となっていますが、「経常損失」の誤りでした。おわびして訂正します。

議会を傍聴してみませんか？

詳細は、議会事務局までお問い合わせください。

☎ 25-2111 (内線 281)

次の定例会は、

6月4日から開会予定です。

(一般質問は、12日、13日です。)

市議会の会議録をインターネットで検索(閲覧)することができます。

美濃加茂市役所ホームページ → 生活情報(行政・市議会) → 議会(会議録検索)をご覧ください。
<http://www.city.minokamo.gifu.jp/>